

# 日本臨床神経生理学会・専門医および専門技術師の

## 更新申請について

一般社団法人 日本臨床神経生理学会専門医制度に関する規則、同専門技術師に関する規則に基づき、本年度の更新審査を以下の通り実施致しますので、お知らせ申しあげます（2016年度より、認定医・認定技術師から専門医・専門技術師に名称変更しました）。

- 1) 更新申請期間：2018年3月1日～2018年4月末日
- 2) 申請手続き：該当する専門医・専門技術師の方には2018年2月中に事務局より必要書類をお送りします。

### 3) 更新申請資格

#### A) 専門医の更新申請資格

1. 認定資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。
2. 資格更新には、(1)学会、研究会への参加、(2)学会発表、(3)論文掲載のいずれかにより5年間で認定点数50点以上を取得する必要がある。ただし、本学会主催の学術大会または技術講習会への参加（学会発表を含む）、あるいは「臨床神経生理学」ないし「Clinical Neurophysiology」の論文掲載で認定点数30点以上を取得しなければならない。
3. 更新申請書、取得点数を証明できる学術大会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合にはこれを省略し、更新料払込みをもって、更新の意思確認に代える
4. 留学、病気、出産、育児、その他のやむを得ない理由で更新点数の要件を満たさない場合には、その理由を書面で本学会へ提出する。審査の上、正当な理由と判断された場合には、認定更新の保留を認める。保留期間中は、認定資格を停止する。

#### B) 専門技術師の更新申請資格

1. 認定資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。
2. 資格更新には、(1)学会、研究会への参加、(2)学会発表、(3)論文掲載のいずれかにより5年間で認定点数40点以上を取得する必要がある。ただし、本学会主催の学術大会または技術講習会、主催セミナーもしくは関連講習会への参加（学会発表含む）、あるいは「臨床神経生理学」ないし「Clinical Neurophysiology」の論文掲載で認定点数20点以上を取得しなければならない。
3. 更新申請書、取得点数を証明できる学術大会等の参加証あるいは抄録等のコピー

を提出する。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合にはこれを省略し、更新料払込みをもって、更新の意思確認に代える

4. 留学、病気、出産、育児、その他のやむを得ない理由で更新点数の要件を満たさない場合には、その理由を書面で本学会へ提出する。審査の上、正当な理由と判断された場合には、認定更新の保留を認める。保留期間中は、認定資格を停止する。

### C) 認定更新点数

本年度の更新においては、2013年10月～2018年9月の行事、掲載論文が点数の対象となります。

#### 1) 当学会主催行事への参加：15点

日本臨床神経生理学会学術大会〔註〕、日本臨床神経生理学会技術講習会〔註〕、国際臨床神経生理学会 (ICCN)

〔註〕日本臨床神経生理学会学術大会に参加した場合15点、日本臨床神経生理学会技術講習会に参加した場合15点。ただし、同一年度にこれらの両方に参加した場合は20点とする。

#### 2) 当学会主催セミナーへの参加：12点

主催セミナーは以下のとおりである。

神経筋診断セミナー、脳波セミナー・アドバンスコース、術中脳脊髄モニタリングセミナー〔註〕講師には15点を付与する。

#### 3) 関連講習会への参加：10点

関連講習会は以下のとおりである。

臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会(九州)、臨床筋電図・電気診断学入門講習会(東京)、脳波・筋電図セミナー(京都)、北東北・道南神経筋電気診断技術セミナー、南東北臨床神経生理セミナー〔註〕講師には15点を付与する。

#### 4) 関連国際学会への参加：7点

ISBET、国際誘発電位シンポジウム、国際てんかん学会、アジア・オセアニアてんかん学会、国際小児神経学会、アメリカ神経筋電気診断医学学会 (AANEM)、アメリカ臨床神経生理学会 (ACNS)、ヨーロッパ臨床神経生理学会、アメリカてんかん学会、アジア・オセアニア臨床神経生理学会、国際ヒト脳機能マッピング学会 (HBM)、CME、SFEMG/QEMG、世界神経学会 (WCN)、国際リハビリテーション医学会 (ISPRM)、世界精神医学会 (WPA)、世界脳神経外科学会 (WFNS)、国際整形外科学会 (SICOT)、国際心理生理学会議 (IOP)

#### 5) 関連国内学会への参加：5点

日本小児神経学会、日本てんかん学会、日本睡眠学会、日本ヒト脳機能マッピング学会、日本てんかん外科学会、日本神経科学学会、日本生理学会、日本整形外科学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、日本精神神経学会、日本リハビリテーション医学会、日本薬物脳波学会、日本生体磁気学会、日本生理心理学会、日本脊椎脊髄病学会、日本医

学検査学会、日本理学療法士学会、日本臨床検査医学会、日本神経生理検査研究会、日本末梢神経学会、日本臨床睡眠医学会

- 6) 各学会を代表する全国規模の学術大会以外に、以下の学会付属行事を点数付与対象として認める。これらについては、継続的に半日（休憩を含め3時間）以上開催されるものについては5点、それを満たさないものは2点とする（点数を括弧内に示す）。同一年度内については、メインの学術大会も併せてひとつの学会あたり5点までしか認めない（なお、同一年度とは原則として10月から9月の本学会の会計年度に従って判断する）。

日本てんかん学会・前日開催の教育セミナー（5点）、日本てんかん学会・近畿地方会脳波セミナー（2点）、日本神経学会・メディカルスタッフ教育セミナー（神経伝導検査）（5点）、日本脳神経外科学会・脳神経外科コンgres（5点）、日本医学検査学会・日本臨床衛生検査技師会各支部医学検査学会（5点）、日本神経生理検査研究会・各支部研修会（5点）、日本末梢神経学会・メディカルスタッフ・レジデント実技セミナー（2点）

- 7) 関連研究会への参加：2点

関東臨床神経生理研究会、福岡臨床と脳波懇話会〔註〕、Fm $\theta$ 研究会、日本脳電磁図トポグラフィー研究会、日本生体医工学会、脊髄機能診断研究会、関東神経生理検査技術研究会、首都圏神経筋電気診断フォーラム、沖縄臨床脳波研究会

〔註〕年1回の参加でも2点、2回以上の参加でも2点とする。

- 8) その他、認定委員会が適当と認める行事類に点数を与える場合がある。

- 9) 当学会学術大会、ないし当学会主催の国際学会での学会発表（ポスター発表を含む）：5点（発表者本人に限る）

- 10) 論文掲載に関する点数については以下のように定める。

i) 「臨床神経生理学」、「Clinical Neurophysiology」の筆頭著者10点、共著者5点。関連国際誌（「Muscle & Nerve」、「Journal of Clinical Neurophysiology」等）の筆頭著者7点、共著者3点。関連国内誌の筆頭著者3点。関連国際誌・関連国内誌に該当するかどうかは、その都度委員会で審査する。

ii) 別刷もしくは論文全体のコピーを提出する。掲載誌や論文内容が脳波分野あるいは筋電図・神経伝導分野に関連したものかどうかを認定委員会が判定する。

- 4) 更新手続きと更新料の払込：更新料は、専門医は1分野16,200円（税込）、2分野32,400円（税込）、専門技術師は1分野8,100円（税込）、2分野16,200円（税込）です。









事務局登録点数で更新に必要な点数の取得が確認できる申請者の方には、専用の払込票をお送り致しますので、2018年4月末日までにご納付下さい。

事務局登録点数では必要点数取得が確認できない方には、更新申請書類をお送り致します。更新に必要な点数が取得できている場合、現在は不足しているが2018年9月末日までに取得見込みの場合、本年度の取得が困難で保留を申請する場合、それぞれに応じて必要書類を、事務局に2018年4月末日までにご送付下さい。申請書類の受領後必要な審査を行い、更新可能と判定された方に、払込票をお送り致しますので、指定された期日までにご納付下さい。

なお、ゆうちょ銀行の領収書をもって学会の領収書に代えさせていただきます。

更新資格の有効期間は5年間です。

## 5) 提出書類

1. 事務局にて更新必要点数取得が確認できる者  
提出書類なし。払込票に所定の事項を記入し振込
2. 事務局では必要点数取得が確認できないが、自己申告で必要な点数が取得できている者
  - ①認定更新（保留）申請書（様式1）
  - ②更新申請書類受領書：点数到達者用書 （様式2-1）
  - ③学術大会等参加証明書一覧 （様式3）※点数の申告に参加証明書写を提出する場合必要
  - ④学術論文一覧 （様式4）※点数の申告に論文を提出する場合必要
3. 必要点数の取得が認定更新申請期間（2018年4月末まで）には間に合わないが、2018年9月末までには取得できる予定がある者
  - ①認定更新（保留）申請書（様式1）
  - ②参加予定行事（任意書式：行事名、開催日、点数、事前登録有無を明記すること）
  - ③更新申請書類受領書：点数取得予定者用 （様式2-2）
  - ④学術大会等参加証明書一覧 （様式3）※既に取得している他の点数の申告に参加証明書写を提出する場合必要
  - ⑤学術論文一覧 （様式4）※既に取得している他の点数の申告に論文を提出する場合必要注）予定の単位取得後、すみやかに参加証コピー等点数を証明できるものを提出すること
4. やむを得ない理由により、2017年度末（2018年9月30日）までの必要点数の取得は困難なため、今年度の認定更新手続を保留としたい者
  - ①認定更新（保留）申請書（様式1）
  - ②理由書（任意書式：海外留学その他、点数取得が困難な理由を明記すること）
  - ③学術大会等参加証明書一覧 （様式3）※既に取得している他の点数の申告に参加証明書写を提出する場合必要
  - ④学術論文一覧 （様式4）※既に取得している他の点数の申告に論文を提出する場合必要

上記書類のうち「認定更新（保留）申請書」（様式1）については、事務局より送付の用紙を提出して下さい。それ以外の書類は、ホームページよりダウンロードしたファイルに記入して下さい（ダウンロードができない方は事務局までご連絡下さい）。

- 6) 申請書送付先：〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル  
（株）コンベンションリンクージ内  
一般社団法人日本臨床神経生理学会 試験・認定事務局  
TEL：03-3263-8697 FAX：03-3263-8687

E-mail : jscn\_nintei@secretariat.ne.jp

書類を提出するときには、記入もれなどがないようご注意ください。申請書類提出後に連絡先に変更があった場合は、書面（E-mail、FAX または郵便）にて学会事務局までご連絡頂いた後に、マイページの更新を必ず行ってください。

7) 学会ホームページへの掲載

学会専門医名簿は公開を義務づけられていることに準じて、一般の方向けに本学会ホームページ（<http://jscn.umin.ac.jp/specialist/list.html>）に認定保有者の氏名、所属機関及びその所在地の都道府県を掲載することを理事会で決定いたしております。何卒ご理解の上、よろしくご協力お願い申し上げます。

2018年2月1日

日本臨床神経生理学会  
試験・認定委員会  
委員長 園生雅弘